

岐阜県公報

第二千九百十七号
平成三十年一月三十日

(火曜日)

落札者等に関する公示
土地改良区役員の退任

(水道企業課) 五二
(岐阜農林事務所) 五一

目次

規則

岐阜県国民健康保険法施行細則

(医療整備課) 四四^{ページ}

告示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づき

知事が定める医療費指数反映係数等

(医療整備課) 四四

肥料の登録

(農産園芸課) 四五

肥料の登録の有効期限の更新

(同) 四五

肥料の登録の失効

(同) 四六

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 四六

監査委員告示

岐阜県監査委員規程の一部改正

(監査委員) 四七

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業権の免許に係る平成三十年魚種別増殖方

法及び指示数量

(内水面漁場管理委員会) 四八

公示

公共測量の実施

(用地課) 五一

公共測量の終了

(同) 五一

土地区画整理事業の換地処分

(都市政策課) 五二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
ときは翌日

平成三十年一月三十日

規則

岐阜県国民健康保険法施行細則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県国民健康保険法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則における用語の意義は、法、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、算定政令及び条例の例による。

(協議会)

第三条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(普通交付金の額等)

第四条 普通交付金の額は、算定政令第六条第四項に規定する額及び普通交付金を交付する年度において法第四十五条第五項の規定による国民健康保険団体連合会への委託の対価として支払われる手数料の全額に相当する額の合算額とする。

2 普通交付金は、毎月交付するものとする。

3 前項の規定による交付については、概算払をすることができる。

(繰入金の配分割合)

第五条 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（以下「繰入金」という。）は、その九分の八に相当する額を普通交付金の財源に、九分の一に相当する額を特別交付金の財源に充てるものとする。

(市町村合併の取扱い)

第六条 当該年度の四月二日以後において市町村合併が行われた場合における国民健康保険保険給付費等交付金の額は、当該市町村合併が行われなかったものとみなして算定するものとする。

(国民健康保険事業費納付金の額)

第七条 県は、条例第五条の規定により市町村から国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収するに当たっては、毎年度、四月末日までに、当該市町村に対して当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を通知するものとする。

2 算定政令第十三条第一号及び第二号の規定により県が定める額は、それぞれ同条第一号イ及び第二号イに掲げる額とする。

(端数処理)

第八条 普通交付金、特別交付金又は納付金の額を算定する場合において、その額に円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、法、算定政令及び条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九條第三項、第五項、第八項及び第九項、第十條第三項、第六項及び第七項並びに第十一條第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める

医療費指数反映係数等を次のとおり定め、平成三十年四月一日から適用する。
 平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 一
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇六四四四九四二一八〇一
- 九
- 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇一〇四二五八六四八二五八
- 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇四六九三九八八五三〇七五
- 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九八四六三七
- 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・一〇八六三三七一五八二二四
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九六四五三七
- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	-----------	--------	-----------------

岐阜県第九二〇号	副産石灰肥	粒状卵殻石灰	アルカリ分 五〇・〇	公定規格のとお	マルアイ石灰工業株式会社 大垣市赤坂町三三五番地
----------	-------	--------	------------	---------	-----------------------------

岐阜県告示第三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第七四六号	炭酸カルシウム肥料	一五苦土炭カル	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとお	マルアイ石灰工業株式会社 大垣市赤坂町三三五番地
岐阜県第七五〇号	炭酸カルシウム肥料	五五苦土炭酸石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇 内く溶性苦土 一〇・〇	同	広浦鉱業株式会社 東京都品川区三葉一丁目六番二号
岐阜県第七八五号	炭酸カルシウム肥料	苦土石灰肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 うちく溶性苦土 一一・〇	同	赤坂興産株式会社 大垣市見取町四丁目四九番地の五
岐阜県第七八六号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰肥料	アルカリ分 五五・〇	同	同

岐阜県第 八三三三号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土カ ル一〇号	可溶性苦土 一六・〇 うちく溶性 苦土 一一・〇	同	株式会社古田石灰工 業所 大垣市昼飯町三六番 地
---------------	---------------	---------------	--------------------------------------	---	-----------------------------------

岐阜県告示第三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号 岐阜県第 八九八号	肥料の種類 化成肥料	肥料の名称 瑞穂国六五 四	保証成分量 （%） 窒素全量 六・〇 りん酸全量 五・〇 内く溶性り ん酸 二・〇 加里全量 四・〇 内く溶性加 里 三・〇 内水溶性加 里 二・〇	その他 の規格 公定規 格のと おり	生産業者の氏名又は 名称及び住所 日本バイオ肥料株式 会社 静岡県磐田市前野一 二二六番地
----------------------	---------------	---------------------	--	--------------------------------	--

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成29年12月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,691,046人
- 2 総数の50分の1の数
33,821人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
311,381人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	339,882	113,294

大垣市	148,106	49,369
高山市	75,868	25,290
多治見市	94,021	31,341
関市	73,661	24,554
中津川市	66,226	22,076
美濃市	17,908	5,970
瑞浪市	31,681	10,561
羽島市	55,883	18,628
恵那市	42,944	14,315
美濃加茂市	42,391	14,131
土岐市	49,022	16,341
各務原市	121,246	40,416
可児市	95,131	31,711
山県市	23,325	7,775
瑞穂市	42,083	14,028
飛騨市	21,238	7,080
本巣市	43,151	14,384
郡上市	36,130	12,044
下呂市	28,439	9,480
海津市	29,912	9,971
羽島市	38,840	12,947

養老郡	24,860	8,287
不破郡	28,858	9,620
安八郡	20,076	6,692
揖斐郡	57,516	19,172
加茂郡	42,648	14,216

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第五号

岐阜県監査委員規程(昭和三十九年岐阜県監査委員告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十日

- 岐阜県監査委員 篠田 徹
- 岐阜県監査委員 松岡 正人
- 岐阜県監査委員 山本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良寛
- 岐阜県監査委員 杉山 祐子

第六条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 監査専門委員の選任に関するもの。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

共同漁業権の免許に係る平成三十年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。
平成三十年一月二十日

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

養魚法（昭和二十四年法律第二十六号）第四十条第三項の規定による。第五種

岐阜県内水面漁場管理委員会
会長 酒 向 貞 夫

平成30年魚種別増殖方法及び指示数量

漁業権番号	増殖方法 魚種 漁業協同組合名	種 苗 放 流 (kg)										人工ふ化 (万粒)			産卵場造成 (箇所)			
		あゆ	あまご、 やまめ	銀毛型 あまご	にじます	いわな	ふ な	うなぎ	なます	もくず かに(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり	
内第3号 共号	海津市						322	56	28				3					
内第4号 共号	海津市						57	37	10				2					
内第5号 共号	養老郡、海津市			160			872	121	37									
内第6号 共号	西濃水産	800		80			1,210	95	100	2,500								
内第7号 共号	牧田川	220	70		10			10										
内第8号 共号	根尾川筋	4,175	390		5	5	30											
内第9号 共号	岐阜県揖斐川中部	1,800	247					30										
内第10号 共号	揖斐川久瀬	180	70		5	5		5										
内第11号 共号	揖斐川上流	1,064	282		5	5		20										
内第12号 共号	木曾川長良川下流、 海津市			90			171	58	101									
内第13号 共号	長良川、西濃水産			480			1,497	30	20	4,400								

町	計	94,128	9,267	1,690	1,456	1,716	6,119	2,154	466	13,940	4,000	240	144	16	122	68	56
---	---	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	--------	-------	-----	-----	----	-----	----	----

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年二月一日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月十八日から

平成三十年一月十九日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年十一月二十七日から

平成三十年一月十九日まで

四 作業地域

郡上市

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、高山市から高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業の換地処分を平成二十九年十二月十七日に行った旨、届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気(予定数量) 9,143,600kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成29年10月6日
 - 4 落札者を決定した日 平成29年12月20日
 - 5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲五丁目5番13号
テクノカスターサービズ株式会社
代表取締役社長 長崎 桃子
 - 6 落札金額 152,033,329円
 - 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県東部広域水道事務所 総務課管理調整係
(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12
- 土地改良区設置の責任
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により

公示する。

平成三十年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
桑原土地改良区	平成 二〇・ 五・一七	監事	河合 昭 壽	羽島市桑原町大須三丁目 六番地